

飯山市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 平成30年12月26日(水) 午後3時00分～午後4時16分
- 2 場 所 飯山市役所4階 第4委員会室
- 3 委員の出欠(敬称略、以下同じ)
出席委員 山本 芳幸 服部 達史 石坂 克彦 横田 純
三橋 寛一 岸田 勉 池田 澄子 阿部 澄雄
高橋 春三 今清水 徳子

欠席委員 岩村 弘 宮本 秋博 関 聖二 小林 賢一
高橋 智子
- 4 説明等のために会議に出席した理事者・職員
民生部長兼市民環境課長 清水 俊文 税務課長 小野澤 清登
税務課市民税係長 佐藤 恭史 市民環境課国保年金係長 中畠 静子
" 国保年金係 小林 和幸
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 事 (1) 平成31年度国民健康保険事業費納付金の仮係数による試算結果について
(2) 平成31年度飯山市国民健康保険特別会計の国保税見直しについて
(3) その他
- 7 会議録署名委員
三橋 寛一 委員 今清水 徳子 委員

1 開 会

事務局：師走の大変お忙しいなかお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより飯山市国民健康保険運営協議会を開催いたします。しばらくの間進行を務めさせていただきます民生部長の清水でございます。お手元でございます資料の次第にそって進めさせていただきます。まずあいさつでございますが、運営協議会長の池田会長よりご挨拶をお願いします。

2 あいさつ

会 長：みなさんこんにちは。本日は師走の大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。超高齢化社会等により医療費が増加していく中、国保の財政の責任主体が市から県に変わり、新たな制度において国民健康保険運営協議会が開催されますが大変難しい内容であると感じています。しかしこれをやらなければ立ち行かなくなることになります。本日出されました資料に基づきまして皆様からご意見を頂き、良い方向になるようよろしく願いいたします。

3 会議録署名委員指名【会長が指名】

事務局：3 番の会議録署名委員の指名を会長よりお願いいたします。

会 長：それでは本日の会議録署名人として、三橋委員さん、今清水委員さんよろしく願いいたします。

【署名委員】 三橋 寛一 委員 ・ 今清水 徳子 委員

事務局：ありがとうございました。この春に運営協議会を開催して以来の会議でございまして、本日は税務課の職員も出席しておりますので、皆様、自己紹介をお願いいたします。

【各職員及び委員自己紹介】

4 議 事【進行：会長】

事務局：ありがとうございました。本日委員 15 名のうち 10 名の出席ということで過半数出席により協議会は成立しております。それでは、4 番の議事より池田会長の進行によりよろしく願いします。

会 長：それでは 4 番の議事進行について進めさせていただきますのでよろしく願いします。まず 1 番目としまして「平成 31 年度国民健康保険事業費納付金の仮係数による試算結果について」でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局：本日の会議資料ですが、「飯山市国民健康保険運営協議会 次第」とあります冊子に基づいてご説明いたします。それでは資料を 1 枚お捲りいただき、資料 1 からご説明申し上げます。

(1) 平成 31 年度国民健康保険事業費納付金の仮係数による試算結果について

【事務局（国保年金係）より説明】

- ・平成31年度国民健康保険事業費納付金の仮係数による試算結果について
【資料1 1ページ～2ページ】

会 長：納付金の仮係数による算定結果ということでご説明いただきましたが、ご質問等ございますか。

事務局：補足として再度の説明になりますが、昨年と今年の仮係数での納付金額を比較しますと、約6億3,370万円と約5億7,940万円ということで、飯山市は昨年度に比べ納付金額が5,730万円増加しています。昨年度、飯山市に交付された前期高齢者交付金等の公費精算額の影響が要因と考えられます。

会 長：交付金が33億円減少というのは、長野県全体のことですか？

事務局：そうです。

事務局：平成29年度までは医療費を賄う国からの交付金は市町村に支払われていましたが、国保の制度改正により、国からの交付金は財政主体である県へ交付されます。これが大きく減少したことも影響しているということです。

委 員：平成31年度は増加した納付金額を何とかしなければいけないということですね。それについてどういう風にしていくのか。

事務局：この後にご説明いたします。

会 長：その他よろしいでしょうか。それでは次に進めさせていただきます。2番目として、「平成31年度飯山市国民健康保険特別会計予算と国保税見直しについて」でございませう。事務局よりお願いします。

(2) 平成31年度飯山市国民健康保険特別会計予算と国保税見直しについて

【事務局（国保年金係）より説明】

- ・平成31年度飯山市国民健康保険特別会計予算と国保税見直しについて

【資料2-1】

国民健康保険特別会計 平成31年度歳入歳出決算見込みについて

○歳入

現年度分国保税税額について、決算ベースで476,280千円を担保する必要がある。

収納率を98%と見込むと課税（賦課）額は486,000千円・・・①

現行税率における課税額では435,910千円・・・②

② - ① 50,090千円 ⇒ 現年度課税額について50,000千円の増額要

※ 国民健康保険基金について、18,000千円繰入見込。

○歳出

平成31年度国保事業費納付金の一般被保険者分は県による仮係数試算額を見込む。

事務局：平成 31 年度の決算見込みですが、歳出から見ますと今の段階で不足額が 6 千 800 万円ほどと見越しています。そのうち基金から 1,800 万繰り入れて、残りの 5,000 万円を税で回収しようという計画になっております。

会 長：ここまででご質問等ございますか。

委 員：不足分を他の税金（市民税）で補うことはどうなのか。

事務局：法定外の繰入れを行えばいいのではないかというお話したと思われませんが、国や県の基本は国保税で運営しなさいということなので、新たに法定外繰入れを増やすというのは、県に経営改善計画を出して運営管理をされていくことにつながります。今後はどの市町村でも法定外繰入はやらない方向になると考えています。つまり国保税やこれまで積み立ててきた国保の基金を充当していくことで賄うこととなります。

会 長：歳入歳出の関係はよろしいでしょうか。不足分に対しての手立てについてはこの後ご説明いただくということなので、それでは【資料 2-2】についてお願いします。

【事務局（国保年金係）より説明】

【資料 2-2】

平成 30 年度現行国保税率及び平成 31 年度国保税改定案《第 1 案～第 3 案》

事務局：3 案ほどお示しさせていただきましたが、第 1 案は増額分を所得割に 2 分の 1 程度として、応益分つまり、均等割りと平等割に 2 分の 1 程度としています。応益分の負担をある程度緩和させたものです。第 2 案は増額分を所得割・均等割・平等割で 3 分の 1 程度として 1 案よりは応益分に寄せた形としています。第 3 案は第 2 案同様、所得割・均等割・平等割にそれぞれ 3 分の 1 程度増額させていますが、個人にかかる均等割より世帯分である平等割に寄せたものです。

委 員：県の関係は応能と応益が 49 対 51 ですよね。第 1 案だと応能と応益が 54 対 45 だけど、この差はどうなっていくのかな。

事務局：県では将来的には応能と応益の割合を 49 対 51 として、3 方式で保険料を統一するというのですが、現状、各市町村で金額や割合に大きな差があります。すぐ統一とはとてもならない。中長期的にということですが概ね 10 年と見越しています。県が目指す算定方式において、飯山市は 3 方式に向けて段階的に資産割の解消をしていくことが必要ですが、この資産割の分について応益分である均等割と平等割に乗せていく、また応能分である所得割にも若干振分けをしていくことで、この 10 年間で県が目指す応能対応益割合つまり 49 対 51 に近づけていくことを考えています。ただ応益負担が増えるというのは所得の少ない世帯にウエイトがかかることになりかねないので、そこは激変にならないようにしたとは思いますが。

委員：所得中心として所得のある人に払ってもらおうということで、全部所得に課税してしまうというのではないのか。

事務局：方向性としては県で統一されるときに割合が所得で49%、均等割・平等割で51%。将来的にはこれを目指すようになります。

委員：所得の少ない場合でも、それ相応の負担はしていただきます。ということになるわけだね。

事務局：一人当たりにかかるのが均等割、世帯にかかるのが平等割ですが、これも市町村によって様々ですので、ご意見を頂ければと思います。

委員：一人世帯で勤めている、仮に社会保険のような場合なら、世帯分が高くてもいいような気はするが、国保はどうなのか。高齢者の一人世帯もあるし。

委員：今日聞いた中では第1案あたりが妥当とも思えますが。

会長：今日は3案ご提示いただきましたが、これで今日決定というわけではないですね？

事務局：この3案をお示しするにあたって、県から示された納付金額自体がまだ仮係数の試算によるものなので、確定係数で算定された金額は1月中下旬に示されるようになります。そこで再度運営協議会を開催しますが、その際市長から国保税についての諮問を受けていただき、ご審議いただきます。その結果をもって3月議会にも諮ります。

委員：前も聞いたけど、資産割はいずれなくなる？

事務局：今回の改定案では資産割を10分の1程度減らして、その分を均等割・平等割に乗せてあります。県は3方式を含め、保険料統一に向けてのロードマップについて市町村と協議しながら作成するという話です。中長期的観点として概ね10年のうちに解消しようと考えています。今日は、結論というわけではありませんので、(国保税を)上げる方向で改定しなくてはいけないということ、その方法として3案ほど示させていただきました。

会長：ありがとうございました。今日は県からの数字に基づいて、3案ほどご提示いただきましたが、また1月に県から確定したものがきたところで皆様のご意見を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員了承】

会長：ありがとうございました。大変難しい問題ではありますが、大事な国民健康保険ですのでよろしくお願いをいたします。それではその他として事務局にお返しします。

5 その他

事務局：ありがとうございました。今後のスケジュールの関係ですが、先程も述べさせていただきましたが、1月の中下旬に県からの確定係数に基づいた納付金額が示されましたら、また今日のような資料をご用意しまして運営協議会を開催いたします。その時点で市長から国保税の課税額について諮問を受けていただき、皆様のご審議を経て、2月中には運営協議会より答申を頂く予定で行きたいと考えております。非常にタイトなスケジュールになりますがよろしく願いいたします。本日は大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。以上を持ちまして運営協議会を閉会いたします。

6 閉 会

(終了 16時 16分)